

平成 30 年 第 3 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

平 成 30 年 9 月 6 日 提 出

目 次

同意第2号	教育長の任命について・・・・・・・・・・・・・・・・	1	
報告第9号	平成29年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について・・・・	2	
承認第6号	平成30年度東浦町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求 めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・		別添
認定第1号	平成29年度東浦町一般会計決算の認定について・・・・・・・・		別添
認定第2号	平成29年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について・・		別添
認定第3号	平成29年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について・・・・		別添
認定第4号	平成29年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について・・		別添
認定第5号	平成29年度東浦町下水道事業特別会計決算の認定について・・・・		別添
認定第6号	平成29年度東浦町水道事業会計決算の認定について・・・・・・・・		別添
議案第27号	東浦町公共施設等整備基金条例の制定について・・・・・・・・	4	
議案第28号	東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	5	
議案第29号	東浦町税条例等の一部改正について・・・・・・・・	6	
議案第30号	東浦町都市計画税条例の一部改正について・・・・・・・・	32	
議案第31号	平成30年度東浦町一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・		別添
議案第32号	平成30年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）・・		別添
議案第33号	平成30年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・		別添
議案第34号	財産の買入れについて（児童生徒用机等の購入）・・・・・・・・	34	
議案第35号	町道路線の認定について・・・・・・・・	35	
議案第36号	町道路線の変更について・・・・・・・・	36	

同意第2号

教育長の任命について

次の者を平成30年10月1日から教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年9月6日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

恒川 渉

東浦町大字緒川 昭和26年生

提案理由

新たな教育委員会制度に基づく教育長として任命するため提案するものである。

報告第9号

平成29年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成30年9月6日提出

東浦町長 神谷明彦

平成 29 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：％)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△6.10)	13.41	20.00
連結実質赤字比率	— (△24.05)	18.41	30.00
実質公債費比率	1.4	25.0	35.0
将来負担比率	— (△23.7)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業特別会計	—	

注 比率の「—」は資金不足額がなく資金剰余额がある場合

議案第 27 号

東浦町公共施設等整備基金条例の制定について

東浦町公共施設等整備基金条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町公共施設等整備基金条例

(設置)

第 1 条 公共施設及び公用施設（以下「公共施設等」という。）の整備に必要な財源を確保するため、東浦町公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、東浦町一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、東浦町一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、公共施設等を整備するための財源に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東浦町公共施設等整備基金を設置するため提案するものである。

議案第 28 号

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長の項及び副町長の項 略		町長の項及び副町長の項 略	
教育長	640,000 円	教育長	610,000 円

附 則

この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由

教育長の給料月額を改めるため提案するものである。

議案第 29 号

東浦町税条例等の一部改正について

東浦町税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例等の一部を改正する条例

(東浦町税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町税条例(昭和 29 年東浦町条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(町民税の納税義務者等) 第 25 条 町民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額により、第 5 号の者に対しては法人税割額により課する。 (1) から (5) まで 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(第 46 条第 10 項から第 12 項までを除く。)の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 (個人の町民税の非課税の範囲) 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 51 条の 2 の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課	(町民税の納税義務者等) 第 25 条 町民税は、第 1 号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第 3 号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第 2 号及び第 4 号の者に対しては均等割額によつて、第 5 号の者に対しては法人税割額によつて課する。 (1) から (5) まで 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第 47 条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 30 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 (個人の町民税の非課税の範囲) 第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては個人の町民税(第 2 号に該当する者にあつては、第 51 条の 2 の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を

さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円 を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第 33 条の 6 前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第 33 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に

課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) 略

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円 を超える場合を除く。）

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 28 万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第 33 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 12 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 7 項及び第 12 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(調整控除)

第 33 条の 6 所得割の納税義務者については、その者の第 33 条の 3 の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。）の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（町民税の申告）

第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者

を控除する。

- (1) 当該納税義務者の第 33 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が 200 万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

- (2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。）の 100 分の 3 に相当する金額

ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

（町民税の申告）

第 35 条の 2 第 25 条第 1 項第 1 号の者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から

から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2から8まで 略

（法人の町民税の申告納付）

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限ま

1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の7の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第26条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2から8まで 略

（法人の町民税の申告納付）

第46条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町

でに、同条第 22 項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 から 9 まで 略

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 12 項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

（製造たばこの区分）

第 84 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代

長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

2 から 9 まで 略

用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第 84 条の 2 略

(製造たばことみなす場合)

第 85 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具で

あって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第 86 条 たばこ税の課税標準は、第 84 条

(町たばこ税の納税義務者等)

第 84 条 略

(たばこ税の課税標準)

第 86 条 たばこ税の課税標準は、第 84 条

第2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
(1) 喫煙用製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ 略	略
(2) 及び (3) 略	

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの

第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

- 2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
(1) 喫煙用製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ 略	略
(2) 及び (3) 略	

0.5 本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製

重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数

造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

2 略

- 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場

(たばこ税の税率)

第87条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第88条 略

2 略

- 3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第84条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第90条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第88条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額

合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 88 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2 から 5 まで 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 から 23 まで 略

24 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とす

並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 88 条第 2 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2 から 5 まで 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 32 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 から 23 まで 略

24 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とす

る。 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 27 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	る。 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。 27 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
---	---

第2条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)
第86条 略	第86条 略
2 略	2 略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙

巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) から (3) まで 略 4 から 10 まで 略	巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) から (3) まで 略 4 から 10 まで 略
---	---

第3条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準) 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000 で除して得た金額の合計額を	(たばこ税の課税標準) 第86条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号) 第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000 で除して得た金額の合計額を

100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。) をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法 ア及びイ 略 4 から 10 まで 略 (たばこ税の税率) 第 87 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u> とする。	100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。) をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法 ア及びイ 略 4 から 10 まで 略 (たばこ税の税率) 第 87 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>5,692 円</u> とする。
---	---

第 4 条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(たばこ税の課税標準) 第 86 条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合计数によるものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に	(たばこ税の課税標準) 第 86 条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合计数によるものとする。 (1) 及び (2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)附則第 48 条第 1 項第 2 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定する

規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法</u>第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額 4 から 10 まで 略 (たばこ税の税率) 第 87 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,552 円</u>とする。	たばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもって紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法 ア 略 イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ <u>たばこ税法</u> (昭和 59 年法律第 72 号) 第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額 4 から 10 まで 略 (たばこ税の税率) 第 87 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u>とする。
---	--

第 5 条 東浦町税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(製造たばことみなす場合) 第 85 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又	(製造たばことみなす場合) 第 85 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又

は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 略

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 略

(2) 略

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第86条 略

2 略

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 略

(3) 略

- 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第84条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 略

により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

(東浦町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 東浦町税条例の一部を改正する条例(平成27年東浦町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
附 則 (町たばこ税に関する経過措置) 第3条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税率は、<u>東浦町税条例</u>第 87 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円 3 略 4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>東浦町税条例第 84 条の 2 第 1 項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である	附 則 (町たばこ税に関する経過措置) 第3条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u>第 87 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円 3 略 4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第 84 条第 1 項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第 52 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合に

場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5から12まで 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町

は町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5から12まで 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該町

たばこ税の税率は、1,000 本につき
1,692 円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	略
	略	略
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 10 月 31 日</u>
第6項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>
第7項の表以外の部分の項から第8項の項まで 略		

たばこ税の税率は、1,000 本につき
1,262 円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	略	略
	略	略
	平成 28 年 5 月 2 日	<u>平成 31 年 4 月 30 日</u>
第6項	平成 28 年 9 月 30 日	<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>
第7項の表以外の部分の項から第8項の項まで 略		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東浦町税条例第 26 条第 2 項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第 35 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (2) 第1条中東浦町税条例附則第 10 条の 2 第 24 項、第 25 項及び第 26 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- (3) 第2条の規定 平成 31 年 10 月 1 日
- (4) 第1条中東浦町税条例第 25 条第 1 項及び第 3 項並びに第 46 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 32 年 4 月 1 日
- (5) 第3条並びに附則第 6 条及び第 7 条の規定 平成 32 年 10 月 1 日
- (6) 第1条中東浦町税条例第 26 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 1 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 33 条の 2 及び第 33 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 33 年 1 月 1 日

(7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(8) 第5条の規定 平成34年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の東浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成32年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の東浦町税条例第25条第1項及び第3項並びに第46条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条本文に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(東浦町税条例の一部を改正する条例(平成27年東浦町条例第23号)附則第3条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条本文の規定による改正後の東浦町税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法

等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号。附則第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。）附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式による申告書を平成 30 年 10 月 31 日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 31 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 34 号の 2 の 5 様式による納付書により納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により町たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、30 年新条例第 21 条、第 90 条第 4 項及び第 5 項、第 92 条の 2 並びに第 93 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 30 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 21 条	第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年東浦町条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 5 条第 3 項、
第 21 条第 2 号	第 90 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 2 項
第 21 条第 3 号	第 90 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 125 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 5 条第 3 項の納期限
第 90 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記

		第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の東浦町税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第90条第1項若しくは第2項、	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成30年東浦町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項、
第21条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第21条第3号	第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第3項

- 5 32年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足

りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書により納付しなければならない。

4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の東浦町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第21条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第21条	第90条第1項若しくは第2項、	東浦町税条例等の一部を改正する条例（平成30年東浦町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第21条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第21条第3号	第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第125	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限

	条第1項の申告書でその提出期限	
第90条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 33年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 30 号

東浦町都市計画税条例の一部改正について
東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。
平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市計画税条例の一部を改正する条例
(東浦町都市計画税条例の一部改正)

第 1 条 東浦町都市計画税条例（昭和 49 年東浦町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則 1 から 15 まで 略 (読替規定) 16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項、<u>第 45 項</u>若しくは<u>第 48 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。 17 略	附 則 1 から 15 まで 略 (読替規定) 16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項<u>若しくは第 45 項</u>、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。 17 略

第 2 条 東浦町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の項を改正後の欄の項に改める。

改正後	改正前
附 則 1 から 3 まで 略 (<u>法附則第 15 条第 43 項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第 15 条第 43 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (<u>法附則第 15 条第 44 項</u>の条例で定める	附 則 1 から 3 まで 略 (<u>法附則第 15 条第 44 項</u>の条例で定める割合) 4 <u>法附則第 15 条第 44 項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。 (<u>法附則第 15 条第 45 項</u>の条例で定める

割合)	割合)
5 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	5 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
6 から 15 まで 略 (読替規定)	6 から 15 まで 略 (読替規定)
16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、 <u>第 43 項、第 44 項</u> 若しくは <u>第 47 項</u> 、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。	16 法附則第 15 条第 1 項、第 13 項、第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、 <u>第 44 項、第 45 項</u> 若しくは <u>第 48 項</u> 、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 34 項」とあるのは「若しくは第 34 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。
17 略	17 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。

議案第 34 号

財産の買入れについて（児童生徒用机等の購入）

下記のとおり財産を買い入れるものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 児童生徒用机、椅子及び下駄箱 |
| 2 | 納 入 場 所 | 東浦町立藤江小学校、生路小学校、片葩小学校、石浜西小学校、緒川小学校、卯ノ里小学校、森岡小学校、東浦中学校及び北部中学校 |
| 3 | 契 約 金 額 | 35,964,000 円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 知多郡武豊町字長尾山 74 番地
株式会社中本屋
代表取締役 榊原 日出政 |
| 5 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 35 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
1 3 0 8	森岡 308 号線	東浦町大字森岡字新池下 34 番 1	
		東浦町大字森岡字新池下 31 番 10	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。

議案第 36 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更するものとする。

平成 30 年 9 月 6 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	旧 新 別	路 線 名	起 点 (地 先)	重要な経過地
			終 点 (地 先)	
2 2 8 7	旧	緒川 287 号線	東浦町大字緒川字鰻池 39 番 4	
			東浦町大字緒川字葭狭間 32 番 2	
	新		東浦町大字緒川字鰻池 39 番 4	
			東浦町大字緒川字葭狭間 3 番 3	

提案理由

路線の整理に伴い、終点を変更するため提案するものである。